

JCM指定実施機関（JCMA） の役割

JCMA統括管理者
公益財団法人地球環境センター（GEC）
常務理事・東京事務所長
木村祐二

日本政府指定JCM実施機構（JCMA）全体概要

（2025年4月1日時点）

- 改正地球温暖化対策推進法に基づき、JCMのプロジェクト登録からクレジット発行までの制度運営やパートナー国との調整等の事務を担う指定実施機関として、（公財）地球環境センターが指定された。
- 指定実施機関は、プロジェクト登録からクレジット発行までのJCMの制度運営やパートナー国との調整等に関する法令上の主務大臣の事務を担うとともに、効率的なプロジェクト実施のための取組を行う。
- JCMAが法律に基づき政府同等の権限を持つことにより、多数の国と同時に調整が可能となるとともに、クレジット発行までの事務をワンストップ化することで、JCM制度活用効率化・迅速化を図る。

■ 名称：日本政府指定JCM実施機構

The Joint Crediting Mechanism Implementation Agency, designated by the Government of Japan

※通称は、「JCM Agency（JCMA）」

■ 運営：（公財）地球環境センター（東京都文京区本郷三丁目19-4 本郷大関ビル）

■ 役員： 統括責任者 木村祐二、 事務局長 水野勇史

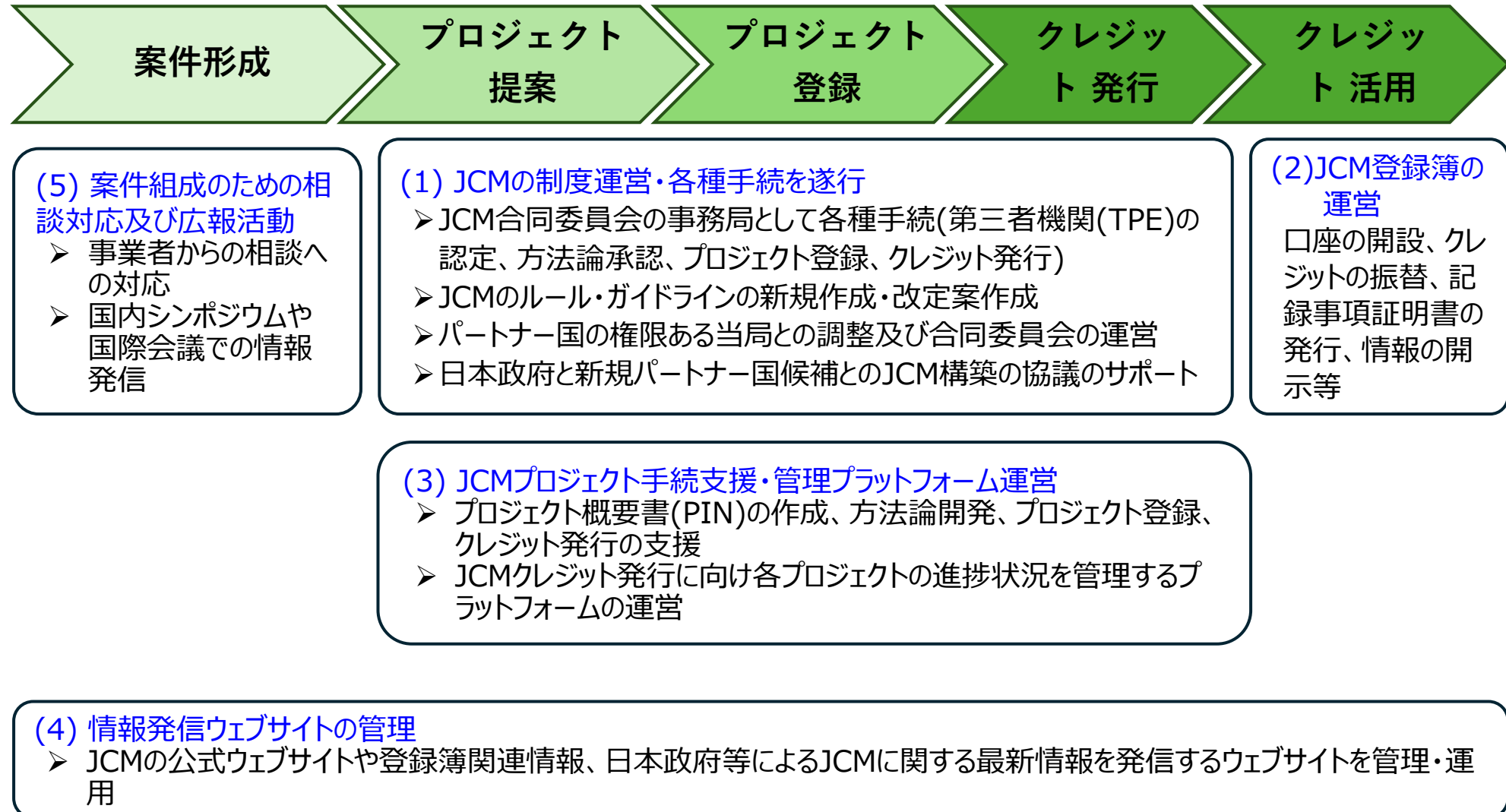
■ 体制： 制度運営グループ、プロジェクト推進グループ、理解参画促進チーム、総務グループ 計47名

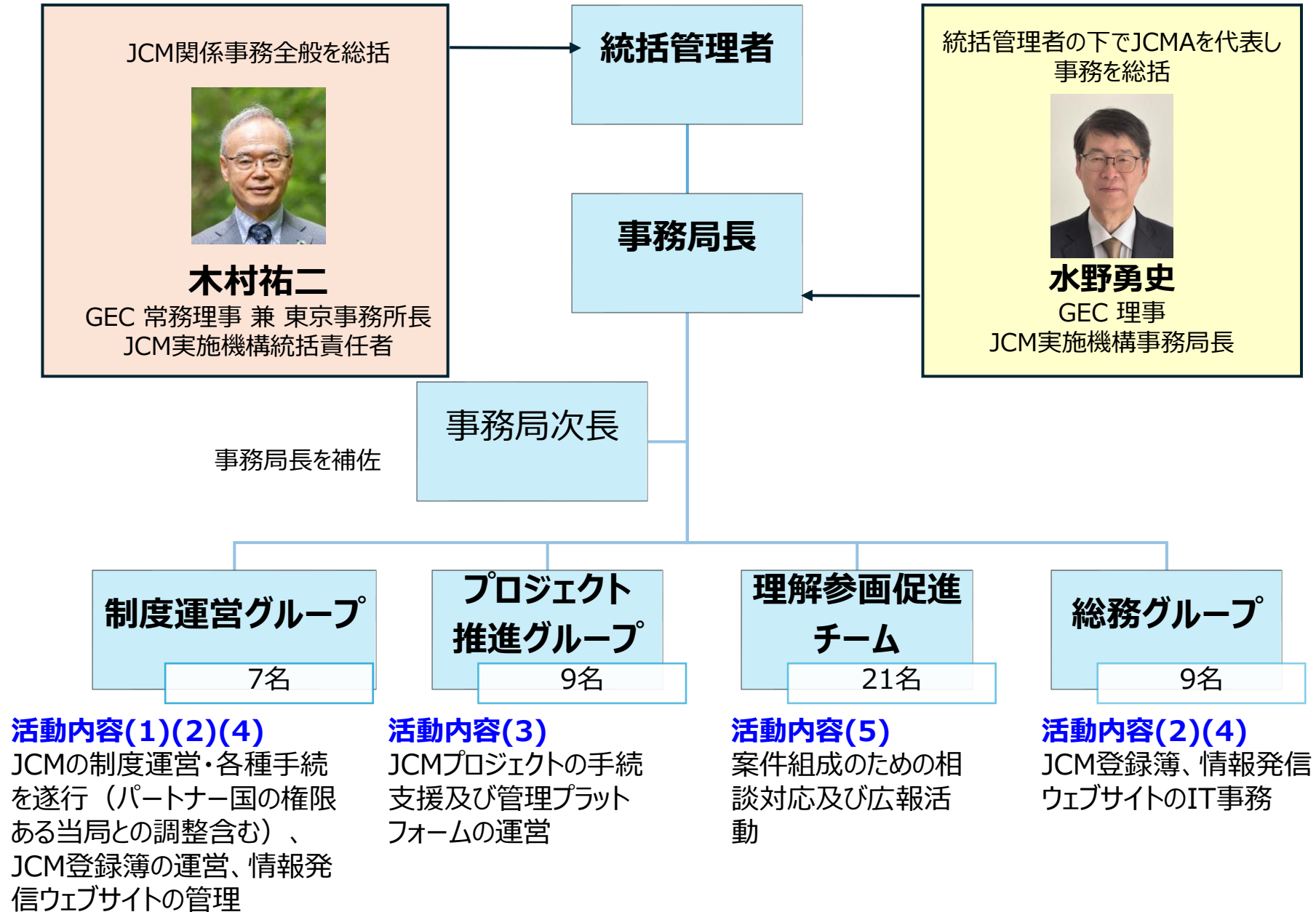
■ 主務大臣：環境大臣・経済産業大臣・農林水産大臣

■ 主な活動内容

- (1) JCMの制度運営（パートナー国との調整含む）
- (2) 国際協力排出削減量口座簿（JCM登録簿）の運営
- (3) JCMプロジェクトの手続支援及び管理プラットフォームの運営
- (4) 情報発信ウェブサイトの管理
- (5) 案件組成のための相談対応及び広報活動

- JCMAは、JCMの各プロセスに沿って、以下のような活動を行う。またJCM全般の促進や支援も行う。





JCMのプロジェクトサイクル



<用語解説>

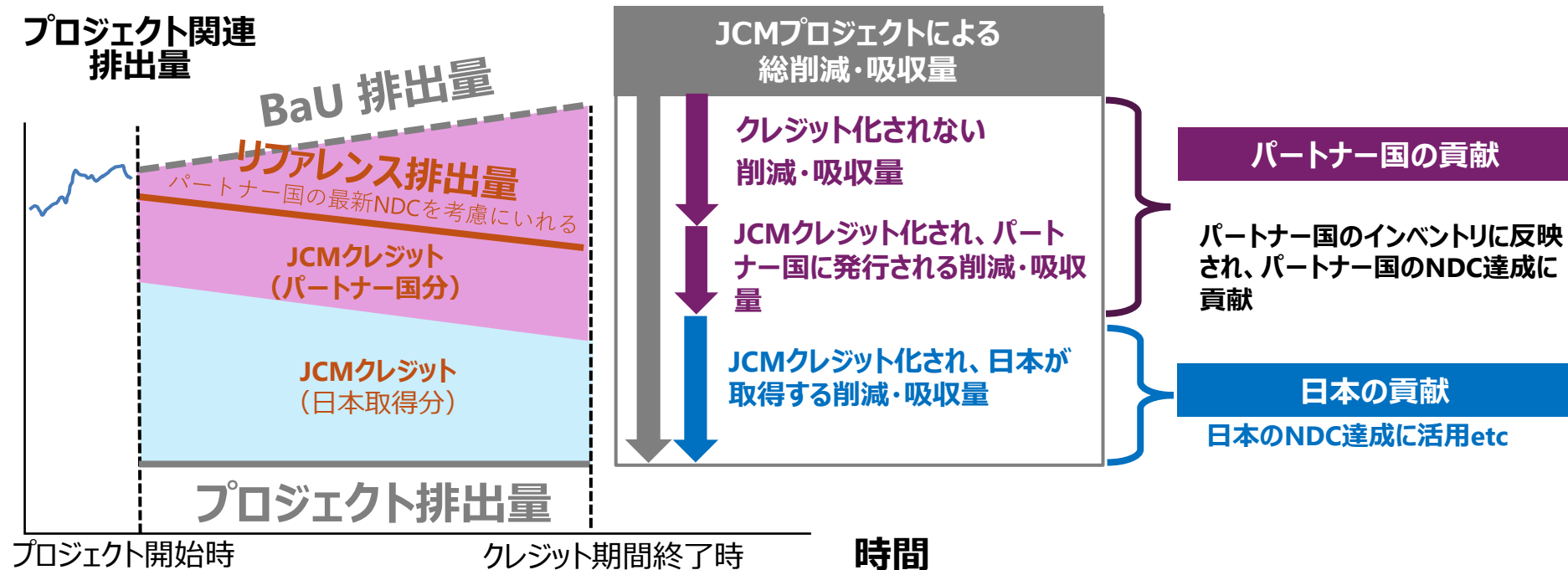
- **PIN(Project Idea Note):**プロジェクトの概要を相手国側へ説明し、異議の有無を確認するための資料。
- **PDD (Project Design Document) :**排出削減量のモニタリング方法・推定排出削減量等を含めたプロジェクト設計書。プロジェクト登録に必要となる。

<注>

最初の2つの手順「PINの提出」・「異議の有無の決定」については各パートナー国と調整中のものであり、これらを含む各パートナー国と採択したJCMルール・ガイドライン類の最新情報については、JCMホームページの各パートナー国のページにてご確認ください。

JCMにおける削減・吸収量の考え方とクレジットについて

1. 全体の削減効果のうち、保守的に設定したリファレンス排出量とプロジェクト排出量の差分がJCMクレジットとして発行される。リファレンス排出量はパートナー国の最新のNDCを考慮にしつつ設定される。
2. JCMプロジェクトによる全体の削減・吸収量の効果はBaU（Business as Usual）排出量とプロジェクト排出量の差分であり、JCMクレジットとして発行されない分と発行される分からなる。いずれもパートナー国と日本のNDC達成に貢献するものである。
3. 各国政府とプロジェクト参加者への削減・吸収量の配分は、両国で構成される合同委員会において各主体の貢献を考慮にいれつつ協議し決定される。貢献としては、資金貢献に加え、技術供与や運営面での貢献も加味される。



- 2025年4月1日以降、日本国JCM登録簿において以下の手続きを行う場合、温対法62条及び温対法施行令29条の規定に基づき、**所定の手数料の納付（指定口座への振り込み）**が必要になる。
- JCMクレジットの振替等の日本国JCM登録簿に係る各種申請については、**指定実施機関に対して所定の申請様式及び添付資料を電子媒体にてメール送付。**

手続き	手数料
法人等保有口座の開設の申請	14,400円
国際協力排出削減量(JCMクレジット)の振替の申請 ※クレジットの無効化等、政府保有口座へ無償で移転する場合には免除	2,500円
法人等保有口座の記録事項証明書の交付請求	1,200円

※申請方法は4月1日以降にご案内予定。
※振込先は、申請者に対して個別に連絡。
※2025年4月1日以降発行のpre2021ビンテージクレジットの振替は手数料徴収対象外。

URL: <https://www.jcm.go.jp/>

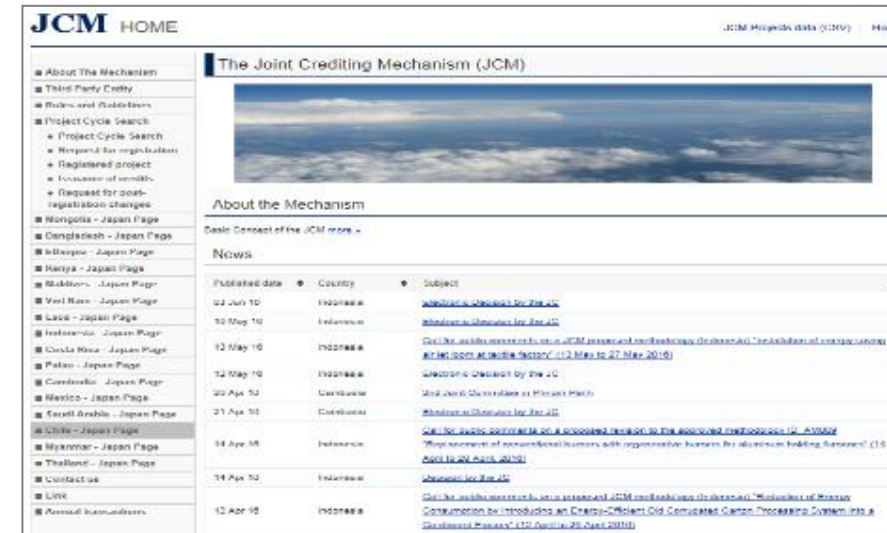
内容

- 一般情報ページ
- 各パートナー国とのページ

機能

- 例えば下記の事項に関する情報公開
 - ・ JCによる決定
 - ・ ルール・ガイドライン類
 - ・ 方法論、プロジェクト
 - ・ JCMクレジット発行
 - ・ パブリックインプット／コメントの募集
 - ・ TPEの状況、等
- 合同委員会メンバーによる内部の情報共有。例えば、
 - ・ 電子決定のためのファイルの共有

▼一般情報ページのイメージ



▼各パートナー国とのページのイメージ



事業相談を通年で受け付けています（一部審査期間中を除く）

具体的なポイントを分かり易くアドバイス致します。

送付先：jcm-info@gec.jp（設備補助の相談）
info@jcm.go.jp（設備補助を使わない場合）

➤ 応募相談でのご助言内容（設備補助を使うかどうかにかかわらず共通）

- ✓ 各国NDCにおける対象技術の確認
- ✓ PINの書き方のポイント
- ✓ GHG排出削減量の計算方法

➤ 応募相談による支援内容（設備補助に特化した内容）

- ✓ 国際コンソーシアム、実施体制の確認
- ✓ 法定耐用年数、補助率、費用対効果
- ✓ 資金調達見込み、許認可取得状況
- ✓ 補助金の必要性・採算性の説明
- ✓ 応募時期、事業スケジュールの妥当性

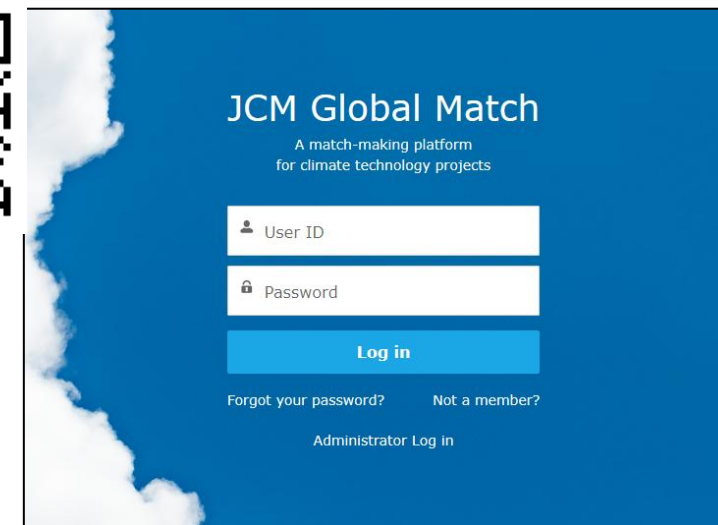
「応募相談シート」に貴社事業の内容・
取組み状況を記載し、送付ください。
応募相談シートは[こちら](#)からダウンロード
ください。

JCMビジネスマッチングサイト「JCM Global Match」概要

<https://gec.force.com/JCMGlobalMatch/>

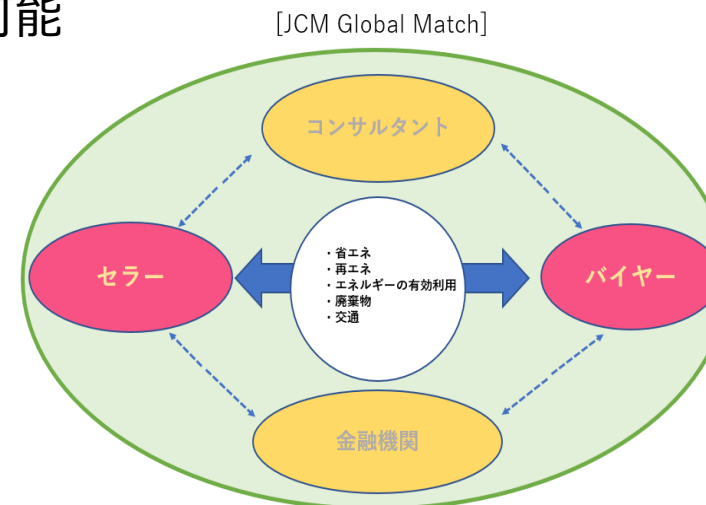
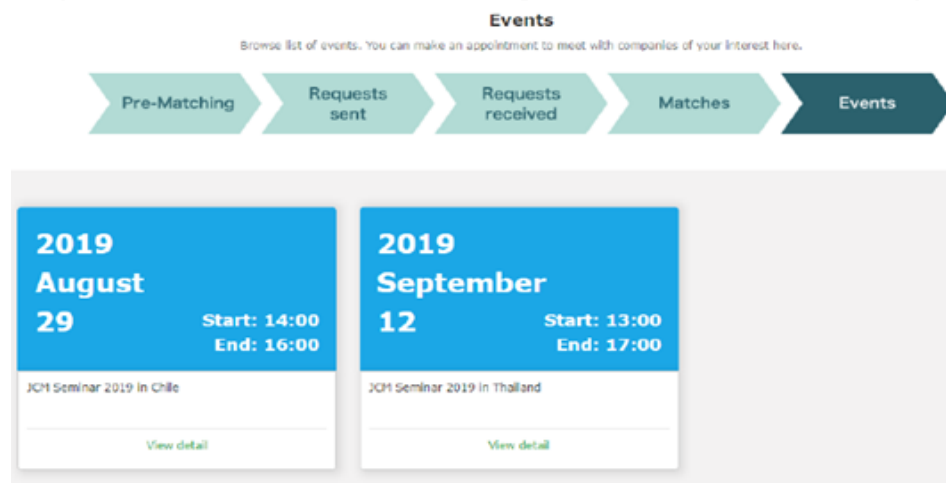
◆目的

- JCMプロジェクトの形成促進を支援するため、日本企業とJCMパートナー国企業のマッチング・商談を進める機会を提供



◆特徴

- 登録情報に基づき、自動的にマッチングを実施
- マッチングした企業と直接面談が可能
- 金融機関やコンサルタント等もマッチングサイトを利用可能



JCMA連絡先

住所：東京都文京区本郷三丁目19－4 本郷大関ビル3階（2025年5月30日まで）
東京都文京区本郷三丁目22－5 住友不動産本郷ビル7階（2025年6月2日から）

電話：03-6801-8860（事務所移転後も変わりません。）

ウェブサイト：<https://gec.jp/jcm/agency/index-ja.html>（JCMA）
<https://gec.jp/jp/>（GEC）
<https://www.jcm.go.jp/>（JCM公式サイト）
<https://www.jcmregistry.go.jp/>（JCM登録簿システム）

メールアドレス：jcma-contact@gec.jp（JCM登録簿に関するもの以外のご連絡、お問い合わせ）
jcma-registry@gec.jp（登録簿に関連する各種申請・ご連絡はメールにてお願いします。）